

第6回骨髓検査技師認定試験受験申請の手引き

骨髓検査技師認定制度審議会

会長 村上 純子
 カリキュラム委員長 清水 長子
 試験委員長 佐藤 尚武
 資格審査委員長 田中由美子
 施設認定委員長 丸茂 美幸

【目的】本制度は骨髓検査等の血液形態検査における専門知識および高度な判定能力を有する技術者を育成することを目的とする。これにより、血液形態検査の水準の向上とその標準化を普及させ、全国の血液診療の質向上に寄与する。

【受験申請資格】

次の各項の全てを満たしていなければならない。

1. 申請時において、認定血液検査技師の資格を取得してから一度更新していること。
2. 2017年10月31日までに、申請時において5年以上の骨髓検査の実務経験を有していること。
3. 2012年11月1日～2017年10月31日までに、日本検査血液学会、日本臨床検査医学会、日本血液学会、日本血栓止血学会、日本臨床衛生検査技師会に学術論文、学会発表等の業績発表、学会、研修会参加、血液検査に関連した各種学会、講演会、研修会での活動による骨髓検査技師認定試験申請の資格審査基準に必要な50単位を取得していること。

資格審査基準単位表

	筆頭	共(著)同	備考	業績記入用紙
論文、著書発表	20	10	検査血液学に限る	様式2-1
学会等発表	10	5		様式2-1
	全国	地方		
学会、研修会参加	10	5	研修会等講師を含む	様式2-2, 3
学会主催教育活動	10	5	検査血液学関連の委員等	様式2-4
臨床検査技師学校での教育		5	検査血液学関連の教科	様式2-4

* 論文、学会、研修会の内容は検査血液学関連に限る。

* 論文は、医学中央雑誌、INDEX MEDICUS、MEDLINE に掲載されたもの。

補遺

- * 学会、研修会発表、参加の範囲は受験申請資格3の5学会（団体）とする。但し、日本検査血液学会との共催シンポジウム参加の場合は、1年間に5単位を限度とする。
- * 論文・著書は一編毎に、学会発表は1題毎に、学会・研修会参加は1学会、1研修会毎に評価する。但し、地方研修会の単位は1年間に10単位を限度とする。
- * 学会主催教育活動は1学会1役職とし、学会（団体）毎に評価する。
- * 技師学校での教育は、実習担当も可とする。教科、学校数に関わらず1回の評価とする。

4. 2017年10月31日までの5年間に、日本検査血液学会学術集会または日本検査血液学会が主催する冬季セミナーに1回以上参加していること。

【受験申請手続き】

1. 申請に必要な書類を整えて、骨髓検査技師認定制度審議会に送付する。
2. 申請に必要な書類

- 1) 第6回 骨髓検査技師認定制度 骨髓検査技師試験受験申請書（様式1-1）
必要事項を記入および写真（裏面に氏名記入）を貼付して1部提出する。

記入の方法

- ・申請者氏名、骨髓検査歴証明所属長氏名欄にはそれぞれ捺印が必要。
- ・申請に当っては必ず所属長による検査歴の承認を得ること。
- ・申請者が所属長の場合は、所属長欄は所属施設長の氏名を記入すること。
- ・職歴を記入しきれない場合は、別紙を添付すること。

- 2) 20症例の骨髓試験症例提出書および骨髓検査所見
 - ・症例提出書および所見は原則青字かつパソコン入力で記載する（手書き不可）。
 - ・資格審査委員会で症例報告書・所見記載のチェックを行う。正しい用語で記載すること。例 誤字に注意する。（幼弱→幼若、異型性→異形成など）。
 - 遺伝子はイタリックで記載する。

- 3) 第6回 骨髓検査技師認定制度 骨髓検査技師試験受験申請書（様式 2-1, 2, 3, 4）
必要事項を記入して1部提出する。

- 4) 貼付用台紙
 - ・業績目録に記載した学会、研修会の参加証明書を貼付したもの。
 - ・1枚に貼付できない場合は、コピーして使用する。

記入の方法

- ・2017年10月31日までの業績を記入すること。
- ・業績目録には必ず証明となるものを添付し、目録に記入した番号と同じ番号を付すこと。
- ・証明書類は拡大、縮小コピーしてA-4サイズに統一する。学会等参加証、出席証明書等はA-4用紙に目録記入順で整理して貼付し番号を付すこと。

提出する証明書類は次のとおりとなる。

- ・論文、著書：別刷りまたはコピー（著書は書名と申請者名の分かるもの）各1部
- ・学会等発表一抄録等記載のあるもののコピー各1部
- ・学会等参加一参加証または出席証明書のコピー
- ・申請単位数を記入する。

- 5) 認定血液検査技師認定証のコピー
コピーはA-4サイズで提出。

- 6) 受験書類受領連絡用はがき
はがきの宛名欄に申請者の連絡先を記入。「62円切手貼付のこと」

- 7) 受験申請料等の納入と取扱いおよび証明書の添付
 - * 申請時に申請料、受験料を納付して振込受領書のコピーを申請書に添付する。
 - * 受験資格審査で受験が認められない場合は、受験料は返却するが、申請料は返却しない。
 - * 受験が認められ、受験者の都合により受験できなかった場合、原則として、受験料は返却しない。

☆申請・受験料の振込について☆

- * 申請・受験料（30,000円）は、銀行振込で前納制とする。

* 下記銀行口座へ申請前までに納入すること。

銀行口座：三井住友銀行 麹町支店 普通口座 No. 9181957
一般社団法人 日本検査血液学会 骨髓検査技師制度口
(イッパソシヤダシホウジシヨ ニホンケンサケツエキガツカイ コツズイケンサキシセイトグチ)

8) チェックシート

1)～7) の書類をチェックシートで確認し、該当欄にチェックして申請書と同時に送付すること。送付に際しては再度申請書類が整っていることを確認後、チェックシートの最下段のサイン欄に自筆でサインし投函すること。

3. 申請受付期間

2017年11月1日（火）から2017年12月15日（木）まで（当日消印有効）

4. 申請書類の送付先

〒160 - 0016 東京都新宿区信濃町35 信濃町煉瓦館5F

（一財）国際医学情報センター内

一般社団法人日本検査血液学会事務局 骨髓検査技師認定制度審議会

TEL：03-3350-9053 FAX：03-3350-9056 e-mail：JSLH@imic.or.jp

（発送後2週間以内に受験書類受領連絡用はがきが返送されない場合は電話でお問い合わせ下さい。）

5. 個人情報の保護について

申請された内容は、骨髓検査技師認定制度審議会において管理し、目的外には使用しないものとする。

但し、合格者の都道府県名、氏名は公表するものとする。

6. 受験定員について

定員は約40名。

定員を超えた場合は、再受験者、認定血液検査技師の若い認定登録番号を有している方の受験を優先するため、今回は受験できない場合があります。

【申請書作成上の注意】

1. 申請書類は、学会ホームページからダウンロードして記入すること。直接入力して印刷したものも可。
2. 申請書類は様式が合っていれば、パソコン等で作成したものも可。
3. 書類の用紙サイズはA-4版縦に統一する。但し、論文、著書の別刷りはサイズを問わない。
4. 全ての業績には、審査の都合上必ず一連の証明書貼付Noを付けること。

【諸費用】

1. 試験受験に関係する費用は次のとおり。
 - 1) 出願時：30,000円（受験申請料10,000円および受験料20,000円を含む）
 - 2) 認定料：10,000円（試験合格後、認定申請時に必要となる）
注）認定料につきましては合格通知到着後、書面の通りに振り込みをお願いします。
2. 支払いの方法
 - 1) 出願時 — 指定口座に前納する。
納付されていない場合は受験できない。
 - 2) 認定料 — 試験合格時に案内する。受験料と同時に振り込まないこと。

【試験の日程、場所】

1. 日時：2018年 3月3日（土） 14時30分～19時00分（予定）
3月4日（日） 8時20分～13時（予定）
2. 場所：東京大学医学部附属病院（東京都文京区本郷7-3-1）

【出題方式】

1. 筆記試験は出題数 50 題。問題回答はマークシート形式（A タイプ、X2 タイプ、タキソノミーⅠ～Ⅲ、視覚教材使用）。
2. 実技試験は、細胞形態試験、バーチャル画像試験および顕微鏡実地試験の 3 科目とする。
 - 1) 細胞形態試験（45 問予定）は、骨髄および骨髄以外の細胞（末梢血、リンパ節、体腔液など）について、写真画像の分類を行う。問題回答はマークシート方式とする。
 - 2) バーチャル画像試験の出題は 3 症例とする。1 症例については骨髄細胞カウントを行う（100 細胞程度、40 分の予定）。2 症例については、骨髄細胞カウント（100 細胞程度）とともに標本観察所見の記載を行う（各症例 50 分の予定）。
 - 3) 顕微鏡実地試験では、骨髄標本 1 症例について、標本観察所見を約 20 分の顕微鏡観察時に記載する。その後試験官と観察標本を同時に鏡検しながら、約 7 分間で先の観察時に取った所見の説明を行い、試験官から約 1～2 分の質疑応答を受ける。
 - 4) 注意事項
 - ・バーチャル画像試験および顕微鏡実地試験における標本観察所見の記載方法については、20 症例の症例提出時の骨髄検査所見見本の書式に準じる。
 - ・標本観察所見の記載内容は全て採点対象となるので、必ず記載すること。

【出題基準】

1. 筆記試験はカリキュラム内容に従う。
WHO分類については原則的に2008年版を使用する。2016年版については詳細な診断基準は問わないが、主な変更点を把握しておくこと（日本検査血液学会雑誌 第18巻1号 1～9ページ、同 第2号 181～189ページを参照のこと）。
2. 実技試験は下記の行動目標を達成していることを問う。
 - 1) 血液疾患の診断（WHO 分類 2008 年版、FAB 分類等）に必要な骨髄像の細胞分類、細胞所見を高い精度で判定できる。骨髄標本において細胞形態から簡単な臨床所見を参考に所見の判定ができ、追加検査の選択・指示、その結果の評価・解釈（カリキュラムのランク A）およびその形態診断、主治医への報告ができる。
 - 2) 末梢血、骨髄、リンパ節、体腔液等に出現した異常血液細胞を高い精度で同定できる。それぞれの標本において形態から簡単な臨床所見を参考に所見の判定ができ、追加検査の選択・指示、その結果の評価・解釈（カリキュラムのランク A）およびその形態診断、主治医への報告ができる。
 - 3) 診断医と協調して血液形態検査の報告書が作成できる。末梢血、骨髄の形態から、およその WHO 病型分類（2008 年版）が出来る。

【試験の合否判定と再受験】

1. 試験の採点は筆記試験と実技試験のそれぞれについて評価を行なう。
2. 試験の合格判定は、筆記試験と実技試験のそれぞれの試験ごとに採点し、両者の合格をもって総合合格とする。
3. 各試験の不合格者は、次回以降の試験において当該試験のみを受験する。ただし実技試験の不合格者は実技試験 3 科目全てを受験しなければならない。
4. 再受験は初回受験をした年を含め 3 年間に 2 回まで受験できる。

5. 再受験は「受験申請料」は免除される。受験料は各試験 10,000 円である。
(筆記試験・実技試験の両方を再受験する場合は 20,000 円)

【認定登録】

試験に合格し、骨髄検査技師認定制度審議会で適格と認められた者に対して審議会が認定を行う。認定証は認定料納付後に発行する。